

令和7年初山別村告示 第5号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、ポータルサイトを通じた村ふるさと応援寄附金の収納事務を次の事業者へ委託したので、同施行令第158条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

初山別村長 宮 本 憲 幸



記

名称	所在地	期間
株式会社さとふる	東京都中央区京橋二丁目 2番1号	令和7年4月1日から 契約期間満了日まで